

この公告内容または自己がすべき行為についてについて疑義が生じた場合には、証券会社、銀行担当者、弁護士、公認会計士その他の専門家にご相談ください。

香港証券取引決済所および香港証券取引所は、本公告の内容について一切責任を負わず、本公告の正確性または完全性については一切表明を行わず、本公告の内容の全部または一部から発生し、または、それを信頼したことによるあらゆる損失に係る責任を明示的に否認します。



株式会社ダイナムジャパンホールディングス
(日本で設立された有限責任会社)
(証券コード: 06889)

2017年12月11日(中間配当基準日)の株主の皆様を支払われる
2018年3月期の中間配当のお知らせ

2018年3月期の中間配当の支払いについての基準日のお知らせ

A. 概要

- 2017年11月21日、取締役会は、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます)一株当たり6.00円または0.41香港ドルの中間配当(以下「中間配当」といいます)を決定致しました。
- 中間配当権利確定日である2017年12月11日(月曜日)(以下「基準日」といいます)の営業時間終了時点で当社の株主名簿に登録されている株主(以下「株主」といいます)の皆様に対し、2018年1月12日(金曜日)に中間配当金が支払われます。
- 当社及び当社子会社の2018年3月期の中間業績は、香港証券取引所(<http://www.hkexnews.hk>)及び、当社のウェブサイト(<http://www.dyjh.co.jp>)で、2017年11月21日に公表されました。
- 株式会社みずほ銀行の外国為替公示相場の香港ドル為替レート(仲値)での2017年11月21日の直近の5営業日の平均値に基づき、香港ドルで株主の皆様を支払われる中間配当の日本円から香港ドルへの換算為替レートは、1円0.0691香港ドルです。
- CCASS 受益的所有者の皆様は、香港ドルで中間配当金を受領することになります。
- 中間配当支払額は、下記のセクションC又はDに定める税率に従い、日本の源泉税徴収の対象となります。CCASSに預託せず自己名義で当社株式を保有している日本居住の株主の皆様については、原則として、中間配当にかかる源泉税の還付請求を申請する必要はありません。当社は、予め株主の皆様の個人・法人等の属性に従い、正当に適用されるべき税率を用い源泉徴収を行います。
- CCASSに預託せず自己名義で当社株式を保有している日本に恒久的施設を

有しない香港居住の株主の皆様については、日本－香港租税条約に基づく源泉徴収の限度税率の申請をすることができます。また、日本及び香港以外の居住者である日本に恒久的施設を有しない株主の皆様も、当該居住国と日本との間の租税条約が適用される場合には、当該条約に基づく源泉徴収の限度税率の申請をすることができます。日本との間で有効な租税条約に基づく限度税率の適用を受けるにあたり、所定の届出書を 2017年12月20日（水曜日）迄（当日必着）に提出しなければなりません。なお、この締切りまでに必要書類を提出することができなかつた株主の皆様であっても、事後に所定の書類を提出することで、租税条約上の限度税率を超えて源泉徴収された金額の還付を日本の国税庁（以下「**国税庁**」といいます）に求めることができます。これらの手続きと必要書類の詳細については、以下のセクション E をご参照ください。

- 日本の税法上の本来適正な税率を超えて源泉徴収された金額の還付を望む **CCASS** 受益的所有者の皆様は、下記のセクション F に記載する手続案内に従い、還付申請書および還付申請に必要なとなる書類を 2018年3月31日（土曜日）迄（当日必着）に送付しなければなりません（還付の早期実現のため 2018年2月28日頃までの送付をお勧めしております）
- 租税条約上の限度税率の申請、租税条約上の限度税率を超えて源泉徴収された分の還付申請、及び、日本法上適正な源泉徴収税率を超えて徴収された分の還付申請は、国税庁の承認が必要になるため、承認取得上の遅延や申請が認められないことがある点に注意してください。国税庁は申請を処理するために、新たに追加で情報の提供を請求する場合があります。
- 日本国内の証券会社等の口座で当社株式を受益的に所有する **CCASS** 受益的所有者の皆様については、日本の税法上、当社の源泉徴収に加え、当該日本国内の証券会社等からも源泉徴収されます。詳しくは、口座管理する日本国内の証券会社等へお問い合わせください。
- 本公告は情報提供の目的で行われており、法律上または税務上の助言を意図しておらず、そのように解釈されるべきではありません。よって、株主又は投資家の皆様におかれましては、当社株式に投資することの税務上の効果について専門家の助言を求めることが必要です。

B. 中間配当

中間配当および中間業績

2017年11月21日の当社の取締役会において、当社は、当社株式一株当たり 6.00 円、または、0.41 香港ドルの中間配当を決定しました。これは、基準日の営業時間終了時点において当社の株主名簿に登録されている株主の皆様へ 2018年1月12日に支払われます。これを、2017年3月期の中間配当金額と比較した表は以下の通りです。なお、**CCASS** 受益的所有者の皆様は、会社法の下で株主とは認められませんが、最終的な配当の受取人となります。

中間配当の対象期間	当社株式一株当たりの中間配当金額	使用した為替レート
2017年3月期中間配当	6.00 円 または、0.42 香港ドル	1 円 0.0706 香港ドル
2018年3月期中間	6.00 円 または、0.41 香港ドル	1 円 0.0691 香港ドル

配当		
----	--	--

なお、当社および当社子会社の 2018 年 3 月期の中間業績は、香港証券取引所 (<http://www.hkexnews.hk>) および当社のウェブサイト (<http://www.dyjh.co.jp>) 上に 2017 年 11 月 21 日に公表されました。

中間配当権利確定基準日

中間配当は、2017 年 12 月 11 日（月曜日）の営業時間終了時点で当社の株主名簿に名前が登録されている株主の皆様に対して行われます。

当社の株主名簿に名前が登録されていない株主の皆様におかれましては、中間配当を受領する資格を得るためには、適切に作成し締結され、香港税務当局によるスタンプのされた全ての譲渡書とそれに関連する株券を添付して、2017年12月11日（月曜日）の香港時間午後4時30分までに、香港、ワン・チャイ、クィーンズ・ロード・イースト183、ホープウェル・センター17階、ショップス1712-1716（Shops 1712-1716, 17th Floor, Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, WanChai, Hong Kong）に所在する、当社の株主名簿管理人であるコンピュータシェア・ホンコン・インベスター・サービスズ・リミテッド（Computershare Hong Kong Investor Services Limited）に対して提出しなければなりません。

配当通貨

中間配当受領権を有する株主(CCASS 受益的所有者以外)の皆様は、日本円もしくは香港ドル（下記の「為替レート」のところで記載する為替レートに基づいて当社が香港ドルに換算します）のいずれかの通貨を選択して中間配当を受領する権利があります。当社は、株主の皆様を支払われる中間配当の配当通貨を選択するための手続の詳細を基準日の 2017 年 12 月 11 日頃に発表致します。

CCASS 受益的所有者の皆様は、最終的な配当の受取人ではありますが、CCASS から自分の当社株式を取り戻して株主として当社の株主名簿の名義書換を受けない限り、会社法における株主として認識されません。当社は、全ての CCASS 受益的所有者の皆様に対し、香港ドルにより中間配当金を配当します。

為替レート

株式会社みずほ銀行の外国為替公示相場の香港ドル為替レート（仲値）での 2017 年 11 月 21 日の直近の 5 営業日の平均値に基づき、香港ドルで株主の皆様を支払われる中間配当の日本円から香港ドルへの換算為替レートは、1 円 0.0691 香港ドルです。

香港ドルでの中間配当

(1) 税引き前中間配当金額

香港ドルでの一株当たりの税引き前中間配当金額は、前述の為替レートに基づき0.41香港ドルとなります。

(2) 税引き後中間配当金額

香港ドルでの一株当たりの中間配当金の手取りは、詳細は後述しますが、株主の皆様のご居住地および個人、法人の属性の区別等によって源泉徴収税率が

異なるため、株主の皆様毎に異なります。中間配当について為替手数料は発生致しません。日本円から香港ドルへの換算は、適用される源泉徴収税額を控除した後に行われます。

(3) 端数処理の影響

実際に各株主が受領する中間配当の最終的な合計金額は、その中間配当金額を算出する際の四捨五入の影響により、上記(2)で説明した計算方法による金額と若干異なる場合があります。

C. 株主の皆様への配当にかかる日本の源泉徴収税

下記は、当社の株主（CCASS 受益的所有者以外）の皆様への中間配当に適用される日本の税法に基づく源泉徴収税率です。

CCASS に預託せずに自己名義で当社株式を保有する株主の皆様の場合

	当社発行済株式の3%未満を保有する個人株主	当社発行済株式の3%以上を保有する個人株主	法人株主
日本の居住者または日本に設立された法人である株主の場合 ⁽¹⁾	20.315%	20.420%	15.315%
日本の居住者または日本に設立された法人ではない株主で日本に恒久的施設を有しない場合	15.315%	20.420%	15.315%

(1) CCASS に預託せずに自己名義で当社株式を保有する日本国内に居住する株主の皆様は、源泉徴収税の還付を申請する必要はありません。当社が、上記のとおり適切な源泉徴収税率を適用致します。

日本と株主の皆様の税務上の居住地国間の有効な租税条約の適用がある場合には、源泉徴収税率の軽減を受けることができます。下記に記載したのは、日本—香港租税条約に基づく源泉徴収の限度税率を示した表になります。なお、これは、例示目的です。

日本—香港租税条約に基づく限度税率	
配当基準日を末日とする 6 か月間を通じ、配当を受けられる議決権株式 10%以上を直接又は間接的に所有する法人	5%
その他の香港居住者	10%

日本—香港租税条約に基づく源泉徴収税率の軽減を希望する日本に恒久的施設を有しない香港居住者の皆様は、その必要な手続きが下記のセクション E にありますので、ご参照下さい。セクション E に定める手続きにしたがって国税庁の納得するように香港居住の株主の皆様が軽減税率を受けられる資格を立証できない場合、日本—香港租税条約に基づく源泉徴収税率の軽減を受けることはできません。上記の「CCASS に預託せずに自己名義で当社株式を保有する株主の皆様の場合」に記載する税率で、当社は源泉徴収を致します。

日本国外に居住し、日本に恒久的施設を有しない株主の皆様が、日本との有効な租税条約に基づく軽減税率の享受を望む場合は、日本とそれぞれの租税上の居住国との間で有効な租税条約の適用について、専門家に相談することを強くお勧め致します。当社は、適用のある租税条約に基づく資格を有する株主の皆様が、軽

減された租税条約上の税率での源泉徴収の対象となり、又は、源泉徴収がなされないようにする責任を引き受けません。

D. CCASS 受益的所有者の皆様の源泉徴収

概要

CCASS 受益的所有者の皆様は、会社法下で当社株主とは認められません。しかし、日本の税法下では究極的な配当の受領者である CCASS 受益的所有者の皆様が納税者と認識される点を当社の税務顧問より確認しております。したがって、CCASS 受益的所有者の皆様に支払われる配当金に適用される源泉徴収税率は、原則として、個々の CCASS 受益的所有者の皆様の身元、株式保有率、租税上の居住地にしたがって適用される税率であるべきです。しかしながら、当社は、CCASS に内在する特徴のため、CCASS 受益的所有者の皆様の身元、株式保有率、租税上の居住地にしたがった個々の CCASS 受益的所有者の皆様毎の源泉徴収税率を適用することができません。そのため当社は、CCASS 受益的所有者の皆様に対する配当について、日本法に基づく源泉徴収税の最高税率を適用し徴収しております。

香港の居住者である CCASS 受益的所有者の皆様の場合

日本に恒久的施設を有しない香港居住者または香港で設立された法人である CCASS 受益的所有者の皆様は、日本法に基づく源泉徴収税の最高税率である 20.420%での徴収対象になります。ただし、下記のセクション F で記載する届出手続きを踏むことで国税庁から下記の表で定める適用税率を超えて徴収された金額の還付を請求できます。

	当社が当初用 いる最大源泉 徴収税率	株主毎の適用 源泉徴収税率	適用税率を超 えて徴収され た金額の最大 還付率
当社発行済株式の3%未満を保有する個人株主	20.420%	15.315%	5.105%
当社発行済株式の3%以上を保有する個人株主	20.420%	20.420%	0.000%
その他の法人株主	20.420%	15.315%	5.105%

日本の居住者である CCASS 受益的所有者の皆様の場合

1) 日本国内の証券会社等の口座で当社株式を管理していない CCASS 受益的所有者の皆様の場合

日本の居住者または日本で設立された法人である CCASS 受益的所有者の皆様が、日本国内の証券会社等の口座で当社株式を管理していない場合は、当社による日本法上の最大の源泉徴収税率である 20.420%での源泉徴収対象となります。但し、下記のセクション F で記載する届出手続きを踏むことで国税庁から下記の表で定める適用税率を超えて徴収された金額の還付を請求することができます。

	当社が当初用 いる最大源泉 徴収税率	株主毎の適用 源泉徴収税率	適用税率を超 えて徴収され た金額の最大 還付率
当社発行済株式の3%未満を保有する個人株主	20.420%	20.315%	0.105%
当社発行済株式の3%以上を保有する個人株主	20.420%	20.420%	0.000%
法人株主	20.420%	15.315%	5.105%

2) 日本国内の証券会社等の口座で当社株式を管理する CCASS 受益的所有者の皆様の場合

日本国内の証券会社等の口座で当社株式を受益的に所有する日本の居住者である CCASS 受益的所有者の皆様の場合は、当社の源泉徴収に加え、かかる日本国内の証券会社等からも源泉徴収されます。その場合、下記のセクション F で記載する届出手続きを踏むことで次の表に定める適用税率を超えて徴収された金額、言い換えると当社から源泉徴収された分の金額の還付を国税庁に請求することができます。

	当社が当初用 いる最大源泉 徴収税率	日本国内の証 券会社等の源 泉徴収税率	株主毎の適用 源泉徴収税率	適用税率を超 えて徴収され た金額の最大 還付率
当社発行済株式の3%未満を保有する個人株主	20.420%	20.315%	20.315%	20.420%
当社発行済株式の3%以上を保有する個人株主	20.420%	20.420%	20.420%	20.420%
法人株主	20.420%	15.315%	15.315%	20.420%

日本および香港居住者以外の CCASS 受益的所有者の皆様

日本または香港の居住者でも日本または香港で設立された法人でもない CCASS 受益的所有者で日本に恒久的施設を持たない皆様も、日本法上の最大の源泉徴収税率である 20.420%での徴収対象となります。ただし、下記のセクション F で記載する届出手続きを踏むことで国税庁から下記の表で定める適用税率を超えて徴収された金額の還付を請求することができます。

	当社が当初用 いる最大源泉 徴収税率	株主毎の適用源 泉徴収税率	適用税率を超 えて徴収され た金額の最大 還付率
当社発行済株式の3%未満を保有する個人株主	20.420%	15.315%	5.105%
当社発行済株式の3%以上を保有する個人株主	20.420%	20.420%	0.000%
その他の法人株主	20.420%	15.315%	5.105%

E. 株主の皆様が租税条約上の請求をするための手続きと必要書類

概要

以下の書類が租税条約に基づく請求をするために必要になる点を、当社は国税庁に確認をとっております。以下は中間配当のみに適用があり、当社が決定する後の配当等については異なることがありますのでご留意下さい。株主の皆様は、日本－香港租税条約等の租税条約の意味や当社が行う中間配当に対する軽減税率の適用を求める手続きについて疑問がある場合、専門家と相談されるよう強くお勧め致します。

- ・ 日本－香港租税条約等、非居住者の居住地国と日本との間で締結されている租税条約の定めにより、国内源泉所得の課税の軽減又は免除を受けることを望む日本に恒久的施設を持たない日本国外居住者であり、且つ基準日の営業時間終了時点の当社株主名簿に登録されている株主（以下「**外国株主**」といいます）の皆様は、関係する租税条約の規定にしたがって、国税庁のウェブサイトで購入できる租税条約に関する届出書（以下「**租税条約届出書**」といいます）を、当社を経由して、当社本社を管轄する税務署へ提出しなければなりません。
- ・ 特典条項が付帯されている租税条約の適用を申請する外国株主の皆様は、租税条約届出書と一緒に「特典条項に関する付表」（以下「**付表**」といいます）と居住地国の権限ある当局が発行した「居住者証明書」（以下「**居住者証明書**」といいます）を提出しなければなりません。なお、本日現在、日本－香港租税条約には特典条項は付帯されておりません。
- ・ 租税条約届出書と必要な添付書類を締切日までに提出することができなかった外国株主の皆様であっても、事後的に、源泉徴収された金額から適用を求める租税条約上の源泉徴収金額を控除した金額の還付を国税庁に求めることができます。
- ・ 日本の国外に居住する日本に恒久的施設を持たない **CCASS** 受益的所有者の皆様は、下記のセクション F に記載する還付金の請求をすることはできます。しかしながら、**CCASS** 受益的所有者は名前、住所等の識別情報が入手できず、特定ができないため、日本の国外に居住する **CCASS** 受益的所有者の皆様は、現時点では、租税条約に基づく請求をすることができないことを国税庁は確認しております。もっとも、当社は、日本と **CCASS** 受益的所有者の皆様が居住する国との間の租税条約の適用可能性について国税庁と協議中ですので、この点もご留意下さい。

租税条約の適用を求めるための手続きと必要書類

外国株主の皆様は、適切に作成した租税条約届出書とその写しを、2017年12月20日（水曜日）迄（当日必着）に当社へ提出しなければなりません。適用を求める租税条約に特典条項がある場合、付表と居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限り）も必要です。必要書類は、下記に定める当社の東京事務所か香港事務所に宛てて送付しなければなりません。既に租税条約届出書を提出済みの外国株主の皆様は、氏名もしくは住所等、重要事項の変更が無い限り、届出書を再度提出する必要はありません。

（郵送先）

（東京事務所）

〒116-8580

日本国東京都荒川区西日暮里 2-27-5

株式会社ダイナムジャパンホールディングス
法務グループ

(香港事務所)

Dynam Japan Holdings Co., Ltd.
Unit A1, 32nd Floor, United Centre, 95 Queensway,
Admiralty, Hong Kong

租税条約にしたがって過剰に源泉徴収された分の還付を求めるための手続きと必要書類

上記の締切りまでに必要書類を提出することができなかった外国株主の皆様であっても、「租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書」2通と租税条約届出書2通（付表やその他の書類が必要な場合はそれらも含む）を提出することで、源泉徴収された金額から適用を求める租税条約上の源泉徴収金額を控除した金額の還付を国税庁に求めることができます。これらは、下記に定める当社の東京事務所か香港事務所に宛ててご郵送下さい。

(郵送先)

(東京事務所)

〒116-8580

日本国東京都荒川区西日暮里 2-27-5

株式会社ダイナムジャパンホールディングス
法務グループ

(香港事務所)

Dynam Japan Holdings Co., Ltd.
Unit A1, 32nd Floor, United Centre, 95 Queensway,
Admiralty, Hong Kong

必要書類は、中間配当の支払日の翌日から 2018年3月31日（土曜日）迄（当日必着）の間に当社に到着しなければなりません（還付の早期実現のため2018年2月28日頃までの送付をお勧めしております）。上記の「租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書」も国税庁のウェブサイトで購入できます。国税庁は直接外国株主の皆様の銀行口座に還付金を振り込みます。

F. CCASS 受益的所有者の皆様が過剰に源泉徴収された金額の還付を日本法にしたがって申請する手続き

概要

CCASS 受益的所有者の皆様が日本法にしたがった税金の還付を申請するには下記の書類が必要になる点を当社は国税庁に確認をとっております。下記は中間配当のみに適用があり、当社が決定する後の配当等については異なることがありますのでご留意下さい。当社は、日本と CCASS 受益的所有者の皆様が居住する国との間の租税条約の適用可能性について国税庁と協議中ですので、この点もご留意下さい。国税庁がかかる CCASS 受益的所有者に対する租税条約の適用を認めた場合、当社は租税条約に基づく請求をするための手続きについて別途公表を行います。

過剰に源泉徴収された金額の還付を日本法にしたがって申請するための必要書類

中間配当について過剰に源泉徴収された分の還付を日本法にしたがって請求することを望む CCASS 受益的所有者の皆様は、以下の 1.と 2.に記載する書類を準備しなければなりません（以下「還付請求書類」といいます）。

1. 源泉徴収税の還付請求申請書（以下「還付請求申請書」といいます）。これは、下記のサイトから入手可能です。

[http://www.dyjh.co.jp/ir/stock/information/Tax_REfund_Application_Form\(Japanese\).pdf](http://www.dyjh.co.jp/ir/stock/information/Tax_REfund_Application_Form(Japanese).pdf)

申請書は、2018 年 1 月 12 日から 3 月 31 日迄の期間、下記の場所に用意してあります。

- (1) 当社の香港事務所

Unit A1, 32nd Floor, United Centre, 95 Queensway, Admiralty, Hong Kong.

- (2) 当社の株主名簿管理人である、コンピュータシェア・ホンコン・インベスター・サービスズ・リミテッド(Computershare Hong Kong Investor Services Limited)

Shops 1712-1716, 17th Floor, Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wanchai, Hong Kong.

さらに上記の申請書の非公式の中国語翻訳版を下記のリンク先から入手できます。

[http://www.dyjh.co.jp/chinese/ir/stock/information/Tax_REfund_Application_Form\(Chinese\).pdf](http://www.dyjh.co.jp/chinese/ir/stock/information/Tax_REfund_Application_Form(Chinese).pdf)

2. (日本国内の証券会社等の口座で当社株式を管理している場合)

日本国内の証券会社等が発行した中間配当の領収が記載されている通知書または明細書。当該通知書または明細書には以下の情報が含まれている必要があります。

- (1) 申請者の氏名または名称
- (2) (個人の場合) 住所又は居所
(法人その他の団体の場合) 本店又は主たる事務所の所在地
- (3) 証券会社等の口座番号
- (4) 中間配当を受けた株式数
- (5) 中間配当金支払日
- (6) 中間配当基準日
- (7) 一株当たり中間配当金額 (当社及び証券会社等が源泉徴収する前)
- (8) 一株当たり中間配当金額 (当社源泉徴収後で証券会社等源泉徴収前)
- (9) 一株当たり中間配当金額 (当社及び証券会社等源泉徴収後)
- (10) 当社及び証券会社等により源泉所得税が徴収済である旨の記載
- (11) 当社及び証券会社等源泉徴収後中間配当金総額

上記の要件に適合しない申請は、国税庁より還付の承認を受けられない可能性があります。

(日本国内の証券会社等の口座で当社株式を管理していない場合)

CCASS 受益的所有者の皆様それぞれの証券会社等が発行した中間配当の領収が記載されている通知書または明細書。当該通知書または明細書には以下の情報が含まれている必要があります。

- (1) 申請者の氏名または名称
- (2) (個人の場合) 住所又は居所
(法人その他の団体の場合) 本店又は主たる事務所の所在地
- (3) 証券会社等の口座番号
- (4) 中間配当金を受けた株式数
- (5) 中間配当金支払日
- (6) 中間配当基準日*
- (7) 一株当たり中間配当金額 (当社源泉徴収前) *
- (8) 一株当たり中間配当金額 (当社源泉徴収後)
- (9) 当社により源泉所得税が徴収済である旨の記載*
- (10) 当社源泉徴収後中間配当金総額

*必須ではありませんが記載があったほうが望ましい情報です。

上記の要件に適合しない申請は、国税庁より還付の承認を受けられない可能性があります。

提出及び提出期限

CCASS 受益的所有者の皆様は、当社に対する還付申請を直接または代理人 (それぞれの CCASS 参加者など) を通じて行うことができます。いずれの場合でも、当社は当該還付請求書類を受け取って国税庁に提出致します。

中間配当について過剰に徴収された税金の日本法にしたがった還付を希望する CCASS 受益的所有者の皆様は、還付請求書類を以下に宛てて郵送してください。かかる申請の締切日は、2018年3月31日(土曜日)(当日必着)になります (還付の早期実現のため 2018年2月28日頃までの送付をお勧めしております)。

(郵送先)

(東京事務所)

〒116-8580

日本国東京都荒川区西日暮里 2-27-5

株式会社ダイナムジャパンホールディングス
法務グループ

(香港事務所)

Dynam Japan Holdings Co., Ltd.

Unit A1, 32nd Floor, United Centre, 95 Queensway,
Admiralty, Hong Kong

還付金の支払い

CCASS 受益的所有者の皆様は、還付請求申請書に還付金を受け取るための銀行口座（以下「**還付用口座**」といいます）の詳細を記載しなければなりません。代理人を通じて還付請求書類を当社に提出した場合、還付金は直接かかる代理人が指定した還付用口座に送金されます。源泉徴収税の還付金は、原則、日本円で支払われます。香港等、日本国外に居住する CCASS 受益的所有者の皆様に支払われる場合、中間配当支払い時に当該 CCASS 受益的所有者の皆様の銀行が指定する為替レートで還付用口座の指定通貨へ自動的に換算されます。還付申請から実際の還付まで税務署へ提出してから通例 2~3 か月程度の期間を要しますので予めご承知おきください。

G. その他関連情報お問合せ先

配当金額、為替レート、租税条約申請、還付請求書類その他の関連情報について質問がある場合には、以下までご連絡下さい。

(問い合わせ先) (東京事務所)
〒116-8580
日本国東京都荒川区西日暮里 2-27-5
株式会社ダイナムジャパンホールディングス
法務グループ
TEL: 03-5850-3660
E-mail: inquiry@dynam.co.jp

(香港事務所)
Unit A1, 32nd Floor, United Centre, 95 Queensway,
Admiralty, Hong Kong
TEL: +852-3769-0600

H. 定義

本公告において、文脈上異なる解釈を要する場合を除き、以下の用語は隣に記載した意味を有します。

「取締役会」	当社の取締役会
「営業日」	日本の銀行が業務を行っている日（土曜日、日曜日又は日本の祝日以外）
「CCASS」	HKSCC が運営管理を行う中央清算決済システム
「CCASS 受益的所有者」	CCASSに預託され、HKSCCノミニーズ名義で登録されている当社株式について受益権および議決権を保有する当社株式の受益的所有者。CCASS受益的所有者は、日本法下では当社株主と認められません
「CCASS 清算参加者」	直接清算参加者又は一般清算参加者として CCASS に参加することを認められている者

「CCASS カストディアン参加者」	カストディアン参加者として CCASS に参加することを認められている者
「CCASS 投資家参加者」	投資家参加者として CCASS に参加することを認められている一人若しくは複数の個人又は法人
「CCASS 参加者」	CCASS 清算参加者、 CCASS カストディアン参加者及び CCASS 投資家参加者
「会社法」	日本の会社法（平成 17 年法律第 86 号）（その後の改正を含む）
「当社」	2011 年9 月20 日に会社法に基づき有限責任で日本において設立された株式会社ダイナムジャパンホールディングス。その株式は証券取引所のメインボードに上場しています（証券コード: 06889）
「取締役」	当社の複数もしくは何れかの取締役
「香港ドル」	香港の法定通貨である香港ドル
「HKSCC」	香港交易及結算所有限公司の完全子会社である香港中央結算有限公司
「HKSCC ノミニーズ」	HKSCC の完全子会社である HKSCC ノミニーズ・リミテッド
「香港」	中華人民共和国香港特別行政区
「日本—香港租税条約」	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と香港政府との間の 2010 年 11 月 9 日付けの協定
「日本円」、または「円」	日本の法定通貨である日本円
「上場規則」	香港証券取引所の有価証券上場規則を意味します。
「メインボード」	香港証券取引所のグロース・エンタープライズ・マーケットとは別に香港証券取引所が運営する株式市場（オプション市場を除く）
「証券取引所」	香港証券取引所
「子会社」	上場規則に定める意味を有します

取締役会の命を受けて
株式会社ダイナムジャパンホールディングス

取締役会議長 佐藤 公平

2017年11月21日 日本国 東京

本書の作成日における当社の取締役兼執行役は佐藤公平氏、当社の非業務執行取締役は佐藤洋治氏、藤本達司氏及び牛島憲明氏、当社の独立非業務執行取締役は、高野一郎氏、加藤光利氏、トーマス・チュン・キー・イップ(Thomas Chun Kee YIP)氏、村山啓氏及び神田聖人氏であります。

*本書は、英語の原文を参考のために日本語訳したものです。日本語版と英語版に相違がある場合は英語版が正しいとみなされます。翻訳による誤解はいかなる場合においても株式会社ダイナムジャパンホールディングスの責任とはされませんのでご了承下さい。